

三木町告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を次の通り指定したので、同法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

三木町長 伊藤 良春

- 1 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと思いやり事業指定寄付金
- 2 指定納付受託者の指定を受けた者の名称及び所在地
名称 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
住所 東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号